

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1950号**

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

別表及び附則別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 52,100	円 35,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	35,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	35,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	35,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	35,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	31,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	50,300	27,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	48,500	23,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	46,700	19,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	44,900	15,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	43,100	12,500
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	41,300	10,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	39,500	7,500
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	37,700	5,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	36,300	2,500
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	34,900	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	33,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	32,100	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	30,700	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	29,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	24,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	23,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	21,200	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	19,400	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	18,700	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附則別表

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 36,500	円 24,500
1年以上2年未満	36,500	24,500
2年以上3年未満	36,500	24,500
3年以上4年未満	36,500	24,500
4年以上5年未満	36,500	24,500
5年以上6年未満	36,500	21,700
6年以上7年未満	35,200	18,900
7年以上8年未満	34,000	16,100
8年以上9年未満	32,700	13,300
9年以上10年未満	31,400	10,500
10年以上11年未満	30,200	8,800
11年以上12年未満	28,900	7,000
12年以上13年未満	27,700	5,300
13年以上14年未満	26,400	3,500
14年以上15年未満	25,400	1,800
15年以上16年未満	24,400	
16年以上17年未満	23,500	
17年以上18年未満	22,500	
18年以上19年未満	21,500	
19年以上20年未満	20,500	
20年以上21年未満	19,500	
21年以上22年未満	19,100	
22年以上23年未満	18,700	
23年以上24年未満	18,000	
24年以上25年未満	17,600	
25年以上26年未満	17,200	
26年以上27年未満	16,700	
27年以上28年未満	16,300	
28年以上29年未満	15,800	
29年以上30年未満	15,500	
30年以上31年未満	15,300	
31年以上32年未満	14,800	
32年以上33年未満	14,200	
33年以上34年未満	13,600	
34年以上35年未満	13,100	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。